

介護福祉士 模擬問題① 解答一覧

2006 年 8 月 5 日作成

(2006.9.30 音声読み上げ可)

社会福祉
概論

1	1	× 後段も, 制約はなく, すべての人間とすべての国とが達成すべき共通の基準とされている
2	2	× 生存権の定めはあるが, 「社会福祉の援助方法」は定めていない
3	3	○
4	4	○
5	5	○
6	6	× ニューヨークではなくシカゴである
7	7	○
8	8	× 留岡幸助ではなく山室軍平である
9	9	○
10	10	○
11	11	× 済世顧問制度ではなく感化救済事業である
12	12	× 感化救済事業ではなく済世顧問制度である
13	13	○
14	14	○
15	15	○
16	16	○
17	17	× 市町村は「市町村福祉計画」を策定する
18	18	○
19	19	○
20	20	○
21	21	○
22	22	○
23	23	× 医療(健康)保険制度は世帯単位の給付である
24	1	○
25	2	○
26	3	○
27	4	○
28	5	× 統合ではなく 3 法がそれぞれ施行されている
29	6	○

老人福祉
論

障害者福
祉論

30	7	○
31	8	× 都道府県ではなく国である
32	9	× 多い
33	10	× 減少し続けている
34	11	× 50%ではなく 35%である
35	12	○
36	13	○
37	14	○
38	15	× 3 割ではなく 2 割の 22.0%である
39	16	○
40	17	○
41	18	× 逆の説明である
42	19	○
43	20	× 逆の説明である
44	21	× 「子の配偶者」と「配偶者」が逆である
45	22	× 都道府県ではなく市町村である
46	23	○
47	24	○
48	25	○
49	1	× 同年ではなく 1981 年である
50	2	× 2004 年「発達障害支援法」が制定された
51	3	○
52	4	○
53	5	× 20%ではなく 60%である
54	6	○
55	7	○
56	8	○
57	9	○
58	10	○
59	11	× 含まれる
60	12	○
61	13	○
62	14	○
63	15	× 特殊便器は「日常生活用具」の種目である

リハビリテ
ーション
論

64	16	○
65	17	× 12 月 3 日～12 月 9 日である
66	18	○
67	19	×「長期にわたり」が「継続的に」と改定された
68	20	○
69	21	× 655.9 万人である
70	22	× 18.1 万人ではなく 0.8 万人である。
71	23	× 約 3 割ではなく約 7 割人である
72	24	○
73	25	○
74	26	× 1982 年ではなく 1981 年である
75	27	○
76	28	○
77	29	○
78	30	○
79	31	×「精神保健法」ではなく「精神保健福祉法」である
80	32	× 手帳は福祉サービスを受けるための前提ではない
81	1	○
82	2	○
83	3	○
84	4	×「ノーマライゼーション」の説明である
85	5	×「必要な援助や介護を受けての自立」を目的とする
86	6	○
87	7	○
88	8	○
89	9	×「国際障害分類(ICIDH)」の説明である
90	10	○
91	11	× 遠位筋の方が重度になる
92	12	○
93	13	×「歩行できない」という記述は誤りである
94	14	× 運動障害を含めた多くの要因が影響する
95	15	× IADL の説明である
96	16	○

社会福祉
援助技術

97	17	○
98	18	○
99	19	○
100	20	○
101	21	○
102	22	○
103	23	○
104	24	×便秘ではなく下痢である
105	25	○
106	26	×高血圧ではなく低血圧である
107	27	×説明が逆である
108	28	○
109	29	○
110	30	×すべての障害者を対象とする
111	31	○
112	32	×訓練ではなく障害者の生活を円滑にする援助の体系である
113	33	○
114	1	○
115	2	○
116	3	○
117	4	○
118	5	×必要があれば再び援助関係を結ぶ用意があることを伝える
119	6	○
120	7	○
121	8	×援助過程のまとめであり、一部である
122	9	○
123	10	×明示が必要である
124	11	×私的文書ではなく公的文書である
125	12	○
126	13	○
127	14	○
128	15	○
129	16	×契約前の段階である
130	17	○

レクリエーション活動援助法	131	18	○
	132	19	× 目的は権利擁護である
	133	20	○
	134	21	× 利用者本人が優先される
	135	22	○
	136	23	× アプテカーの著書である
	137	24	× ロスの著作である
	138	25	× 『コミュニティ・オーガニゼーション』である
	139	26	× 『グループワークの実際』である
	140	27	○
	141	28	○
	142	29	○
	143	30	× ソーシャルワーカーとしての役割の説明である
	144	1	○
	145	2	× 個人への支援を同時に行わなければならない
	146	3	○
	147	4	○
	148	5	○
	149	6	○
	150	7	× 利用者の主体性にあつた援助が必要である
	151	8	○
	152	9	× 利用者の好みが優先する
	153	10	○
	154	11	× 個別的対応が重要である
	155	12	× すべての人が楽しむことを保障する
	156	13	× 除外すべきではない
	157	14	× 全員参加の徹底は強制につながる
	158	15	× 絶対とするのは主体的・自主的な活動に反する
	159	16	○
	160	17	× 過去の考え方の説明である
	161	18	× 無理との決め付けは適切でない
	162	19	× 援助者の一方的な判断が優先されてはならない
	163	20	× 援助者の一方的な判断が優先されてはならない

老人・障
害者の心
理

164	21	○
165	22	× 援助者の一方的な判断が優先されてはならない
166	23	× 強制してはならない
167	24	× 個別援助を重視すべきである
168	25	× 要介護度に合わせた個別プログラムが必要である
169	26	× 利用者の求めるプログラムが用意される必要がある
170	27	○
171	28	× 本人の意思を尊重すべきである
172	29	○
173	30	× 「常に・・・役割を与え」は強制につながる可能性がある
174	31	○
175	32	× 「必ず参加」は本人の意思が尊重されていない
176	1	× 受身的ではなく能動的である
177	2	○
178	3	× 肉体的に無理になれば別の活動に切り換える
179	4	○
180	5	○
181	6	○
182	7	○
183	8	× エリクソンの説明である
184	9	× 失敗により動機づけが下がる可能性があり、修正すべきである
185	10	○
186	11	○
187	12	○
188	13	○
189	14	× 抑圧ではなく投影である
190	15	○
191	16	× 個人・集団のいずれでも実施される
192	17	○
193	18	× 本人の意思を尊重したカウンセリングは有効である
194	19	○
195	20	× 後段は、フロイトではなくエリクソンである
196	21	× 度忘れと記銘の困難・低下との直接の関連はない

家政学概
論

197	22	○
198	23	× 低下する
199	24	○
200	1	× 10 品目でなく 5 品目である
201	2	× ラーメンではなくそばである
202	3	○
203	4	○
204	5	× 不対応の容器の例示である
205	6	× 破裂する
206	7	○
207	8	○
208	9	× 煮くずれしにくい特長がある
209	10	× あっさりした材料が適している
210	11	× ふたをずらして 85～90℃, 15～20 分である
211	12	× 処分所得ではなく可処分所得である」
212	13	○
213	14	× 逆の説明である
214	15	○
215	16	× 4 親等内ではなく 3 親等内である
216	17	○
217	18	× 法定相続より遺言が優先される
218	19	○
219	20	× マルチ商法の説明である
220	21	○
221	22	○
222	23	○
223	24	× 4 親等内ではなく 6 親等内である
224	25	× 定位家族ではなく生殖家族である
225	26	○
226	27	○
227	1	× 上肢骨である
228	2	○
229	3	○
230	4	× 約 200 個である

医学一般

	231	5	○
	232	6	× 70/ml(4200～4900ml/1 分間)
	233	7	× 左心室である
	234	8	○
	235	9	○
	236	10	○
	237	11	× 第 2 号被保険者である
	238	12	×「長期にわたり」ではなく「継続的に」である
	239	13	○
	240	14	○
	241	15	○
	242	16	○
	243	17	× 前方ではなく後方である
	244	18	○
	245	19	× 1951～1953 年ではなく 1947～1949 年である
	246	20	○
	247	21	○
	248	22	○
	249	23	○
	250	24	○
	251	25	× 便の形成は小腸ではなく結腸である
	252	26	○
	253	27	○
	254	28	○
	255	29	○
	256	30	○
	257	31	× 白血球ではなく赤血球(ヘモクロビン)である
	258	32	○
精神保健	259	1	×「任意入院」が優先である
	260	2	× 96 時間ではなく 72 時間である
	261	3	× 市町村長ではなく都道府県知事である
	262	4	○
	263	5	○
	264	6	○
	265	7	○

介護概論

266	8	× 正しく答えられない状態(失見当識)がある
267	9	× 投影法の人格心理検査で適切でない
268	10	○
269	11	○
270	12	× 投影法人格検査で適切でない
271	13	○
272	14	○
273	15	○
274	16	○
275	17	× 幼児期ではなく成人期である
276	18	○
277	19	○
278	20	○
279	21	× 徘徊は知的な障害によるものではない
280	22	○
281	23	○
282	24	○
283	25	○
284	26	× 忘れようとする
285	27	○
286	28	× 見当識が保てなくなる
287	29	○
288	30	○
289	31	○
290	32	○
291	1	○
292	2	× 身体拘束に該当する
293	3	○
294	4	× 範疇に入る
295	5	× 名称独占であり, 名乗れない
296	6	○
297	7	× 行うことができる
298	8	○
299	9	○
300	10	× 要介護者の意思決定, 自己決定が優先される

介護技術	301	11	○
	302	12	○
	303	13	○
	304	14	× 本来の業務として法に規定されている
	305	15	○
	306	16	× 辞めた後も「同様とする」と法に規定されている
	307	17	○
	308	18	× 全員ではなく必要に応じてである
	309	19	○
	310	20	× 施設, 在宅も含めると3つに限定されるものではない
	311	21	× 専門職としては, すべてを受け入れるのは適切ではない
	312	22	○
	313	23	× 専門職として, すべて実現することは適切ではない
	314	24	× 最適といえない場合があるので適切な方法で変更する
	315	25	○
	316	26	○
	317	27	○
	318	28	○
	319	29	× 含めなければならない
	320	1	○
	321	2	○
	322	3	○
	323	4	× 測定時の姿勢に影響を受ける
	324	5	○
	325	6	× 聞き出すのは適切ではない
	326	7	○
	327	8	○
	328	9	× 利用者の声に耳を傾け, 共感し, 理解していくことである
	329	10	○
	330	11	○
	331	12	○
	332	13	× 思いの引き出しではなく意思の確認の方法である
	333	14	○
	334	15	× 利用者の声に耳を傾け, 共感し, 理解していくことである
	335	16	○

形態別介
護技術

336	17	○
337	18	× うなずきや短い応答は有効である
338	19	× 表情など非言語的なコミュニケーションも重要である
339	20	○
340	21	× 一方的ではなく利用者の意思が表現される工夫をする
341	22	× 利用者の声に耳を傾けることである
342	23	○
343	24	× コミュニケーションを疎にすることは適切ではない
344	1	○
345	2	○
346	3	× 右半球ではなく左半球である
347	4	× 左半球ではなく右半球である
348	5	○
349	6	× 個々人に適した生活プログラムが必要である
350	7	× 自分でできない部分を介護するという視点が必要である
351	8	○
352	9	× 無理やりに聞きだすのは適切でない
353	10	○
354	11	× 孤独と不安にかられることが多い
355	12	○
356	13	○
357	14	○
358	15	○
359	16	○
360	17	× 低下するのではなく高水準で保たれている
361	18	○
362	19	× 感情の統制の不全はあるが、感情の発達の障害ではない
363	20	○
364	21	○
365	22	○
366	23	× ストレスとなり認知症を促進させる
367	24	○
368	25	× 専門用語より具体的な表現が重要である
369	26	○

370	27	○
371	28	×できるだけ生活空間を拡大し, 社会参加の援助も視野に入れる
372	29	○